

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB病院に雇用され、非常勤看護師として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、勤務先の病院において、同僚の看護助手と二人で人工呼吸器装着患者の身体を移動させようとしたところ、同僚看護助手とのタイミングが合わず、請求人の身体が極端な前屈位となり、首を負傷し（以下「本件災害」という。）、同月○日、「頸椎捻挫」（以下「原傷病」という。）と診断され、療養を継続した結果、平成○年○月○日に治癒（症状固定）した。

請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。請求人は、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成○年○月○日付けで、再審査請求を棄却している（平成28年労第251号事件）。

- 3 一方、請求人は、「変形性頸椎症」の傷病名で療養したことにつき、原傷病が再発したものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成○年○月○日付けで、再審査請求を棄却している（平成29年労第39号事件）。
- 4 今般、請求人は、平成○年○月○日から出現した歩行困難と上肢の麻痺は、原傷病が原因だとして、C病院を受診した（以下「本件療養」という。）。

本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件療養が、原傷病の再発に基づく傷病によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定
(略)
- 2 当審査会の判断

請求人は、寒くなると調子が悪く、手の麻痺や歩行困難状態となっており治療のためにC病院神経内科に受診したのだから、傷病の再発である旨主張している。

しかし、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「主訴として、歩行困難を訴えて受診されたが、神経内科医が複数で診察したり検査を行なったが、神経学的には明らかな異常所見がなく、検査上も特に異常所見は確認できなかった。当科的には診断は不定であり、労災との因果関係も特定できない。」旨述べており、E医師も、平成○年○月○日付け審理調書において、要旨、「本件災害とは関係ない。頸部の画像所見では、歩行が困難となるようなふらつきの原因となり得る異常所見はない。」と意見している。

また、請求人は、同年○月○日付けF医師作成の診断書等を提出し、脊髄損傷を訴えるが、E医師は、同年○月○日付け及び同年○月○日付けの各審理調書において、要旨、「症状と対応する頸髄病変はなく、請求人の主張する症状は、頸

部を由来するものとは認められず、本件災害との相当因果関係はない。」と所見している。

当審査会としても、請求人の訴える様々な症状について一件記録を精査したが、本件災害との相当因果関係を立証する医学的な診断は得られていないことから、請求人の訴える様々な症状について、原傷病との間に医学的な相当因果関係を認めることはできないと判断する。

以上から、決定書理由に説示のとおり、請求人の本件療養は再発の認定要件を満たしているとはいえず、原傷病が再発したものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。